第 1105 回教育委員会 会議録

令和3年12月23日

13:55~14:25

1)開 会

<菅間教育長>

ただ今から、第1105回教育委員会を開会いたします。

<菅間教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

先ほど、2名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、片桐委員と工藤委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

それでは、報告1-1「令和4年度東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」、御報告申し上げます。令和4年度の東桜学館中学校入学者選抜の新型コロナ対応につきましては、11月の定例教育委員会で実施上のガイドラインを策定しまして、感染防止対策の徹底を図ることや、適性検査等の当日受検者が感染者及び濃厚接触者となった場合に特例措置により選抜することなどについて、報告をさせていただいたところでございます。

今回は追加的な対応について、御報告いたします。

資料の1になりますが、「受検者の感染防止対策について」でございます。こちらについては、東桜学館中学校を通して、受検者及び保護者に資料1の文書をお送りしまして、受検前の健康管理や当日の感染防止対策の協力を依頼する予定でございます。

続いて、2の「新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者等の症状に応じた対応について」でございます。ここでは、受検者の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、受検の可否などを定めております。具体的な内容については、後ほど資料を用いて説明さ

せていただきます。

続いて、「3 その他」でございますが、今後の新型コロナウイルス 感染症の感染状況によりまして、追加的な対応を行う必要が生じた場合 については、東桜学館中学校を通じて速やかに受検者に連絡するととも に、ホームページにも掲載して周知を図ることとしております。

それでは、その具体的な地域の中身でございますが、ページをめくっていただきまして、報告1-2、1-3を御覧ください。

こちらが資料1の受検者及び保護者に協力を依頼する内容となります。御覧のように七つの項目に分けて、具体的な中身を依頼する予定としております。

このうち、「3 新型コロナウイルス感染症の感染者又は感染者の濃厚接触者となった場合について」及び「4 受検者の特例措置について」の二つについては、別添の資料を準備して、確認をお願いすることとしております。それがその次のページからになりますが、資料2と資料3になります。

まず、資料2について若干補足をさせていただきます。報告1-4でございます。こちらの「1 受検者の症状に応じた受検の可否」の表を御覧ください。もし、受検者が新型コロナウイルスに感染し、まだ治療中又は療養中の場合は、受検不可となります。また、①から⑩まで番号を振ってございますけれども、③のように濃厚接触者となって、PCR検査の結果が判明していない場合も受検不可とさせていただくこととなります。

それ以外のケースについては、表のとおり、例えば濃厚接触者であっても、PCR検査の結果が前日時点で陰性であり、受検当日に無症状である場合には別室で受検となります。

また、受検不可となる場合についても、受検機会を確保する観点から、 資料をめくっていただきまして、1-6と1-7の資料3になりますが、こちらの「令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項」に 基づいて選抜を行わせていただきます。

特例措置が適用となる場合には、受検者が在籍する小学校に作成をしていただきました調査書を資料として、選抜することとしております。 これらの対応によりまして、受検者が安心して受検できるように努めてまいりたいと考えております。以上、御報告申し上げます。

<菅間教育長>

ただ今の報告について御質問等ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

冬場の時期はどうしても寒いので換気しにくい環境にあると思いますが、換気のタイミングを図るため、私に二酸化炭素濃度を測定する機械を検討して欲しいという依頼があり、ある時期に長井工業高校の教室に機械を設置して、二酸化炭素濃度がどのくらい変化するのか測定したことがありました。

その結果、最も二酸化炭素濃度が高くなる時間帯がある程度判明し、

この時間に換気するのがいいのではないかというアドバイスを行いました。受検についても同じですけれども、この時期に二酸化炭素モニターを全部の学校に設置するのは大変だと思いますので、受検の際に借りるなどして、適切に換気するような対策を取った方が良いのかなと思います。

東京都立川市では、全部の小中学校に二酸化炭素モニターが導入されているようです。気持ちの問題ですが、そういうものがあった方が安心ですので、何かそういう対策を検討できないかなと思っています。

<高校教育課長>

東桜学館中学校については、このようなモニターは、残念ながら設置しておりませんけれども、ある程度経験則に基づいて、適当な間隔で換気することとしております。今回の連絡の中にも、換気をするので、まず防寒対策をしっかりした上で受検していただくことをお願いしているところです。

<小 関 委 員>

濃度的に上がるのは午後2時くらいです。最初は人がいない状態ですから、低いわけですよね。午後2時ぐらいにピークを迎えるので、受検の昼食休み時間に換気することにすれば、それだけでも多少違うと思います。

<菅間教育長>

基本的に、時間ごとに生徒を一度、外に出して、時間と時間の間に換気をしており、学校の二酸化炭素濃度についても年に1回、測定していただいているところですが、今回の事例も是非参考にさせていただきたいと思います。

<菅間教育長>

他にございますか。

<山川委員>

受検不可となっている人は特例措置の対象になるということですよ ね。この対象になる人はそれほど多くないということが、前提になって いるのかなと思います。

今の流れからいくと、受検不可になる人は、あまりいないだろうと思いますが、例えば、集団で発生した場合でも定員外の合否判定という形になるわけですよね。

報告1-6の「定員の取扱い」のところで、「入学定員とは別に合否判定できる」となっており、そんなに多くはいないだろうという前提で、これについてはそのとおりだと思いますが、極端な例ではありますが、今から感染が広がって、いわゆる受検不可の人が10人、20人と出てきたときに、どうするかということは考えてはいるのでしょうか。

<高校教育課長>

委員が発言されるように、それほどいないという前提で進んでおります。ワクチン接種はしておりますので、感染まで行くかどうかですけれども、オミクロン株の濃厚接触者を広い範囲で行っておりますので、今後どのような状況になっていくかをぎりぎりまで把握していきたいと

考えております。

<山川委員>

定員が決まっていて、別の合否判定というわけですので、多く出てきたときは検討しなければならない場合も想定されます。今のままの状態だと、そのようなことはないでしょうけど、来年の2月、3月頃になったら、広い範囲で感染が拡大していることはあり得ないわけではないので、頭の隅に置いて考えていただければと思います。

<菅間教育長>

他にございますか。なければ、次に、(2)「令和4年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

それでは、報告の2-1になります。こちらを御覧ください。

「令和4年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集について」でございます。

今年の8月21日に令和4年度の専攻科の入学者選抜を行ったところでございますけれども、入学予定者が定員の10名に満たないという状況がございましたので、先の実施要項に基づきまして、第二次募集と選抜を実施することとしたところでございます。

第二次募集の人員は、情報技術コース2名、生産システムコース3名、 生産デザインコース3名の、約8名を予定しております。

2の「志願資格」につきましては、高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を、卒業又は令和4年の3月に卒業見込みの者、又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、募集区域については、県下一円としているところでございます。

6の「出願期間」については、年明けの1月4日から1月11日正午までとしております。

めくっていただきまして、報告2-2でございますが、8の「選抜」は令和4年1月22日に小論文と面接による選考を実施し、1月26日の午後3時に合格発表を予定しております。

なお、このことにつきましては、令和3年12月3日付けの県公報に 登載しております。以上、御報告いたします。

<菅間教育長>

ただ今の報告について御質問等ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

前にも専攻科のあり方についての議論があったときに、人気が出ない理由として、卒業後に途中から大学編入ができないことや、専攻科の位置付けが、生徒や保護者にとってどのようなメリットがあるのかというところを、アピールしきれてない部分もあるのではないかという話がありました。

つまり、ここでしか学べない何かがあって、それを学んだことによってこのような人材が輩出されているという、宣伝がもう少し強くできれば良いのかなと思います。

今回、米沢工業高校から専攻科に進学する生徒は、何名いるのですか。

<高校教育課長>

一次募集で、米沢工業高校から専攻科に進んだ者は2名です。

<小 関 委 員>

米沢工業高校以外の高校からの志願者がいないということが難しい ところですよね。

<高校教育課長>

そうです。他の工業高校から米沢工業高校の専攻科に進学した者は記録を遡っても、記録として残っているのは1名だけです。それ以外は米沢工業高校から進んでいるという状況です。

<小 関 委 員>

専攻科の在り方を考え直さないと、このままでは無くなる方向になってしまうのかなという気がします。

<高校教育課長>

今年度、専攻科の活性化に関わり、米沢市の産業部局、米沢市商工会議所及び山形大学工学部の副学長から入っていただいて、活性化に向けたワーキンググループを、これまでに2回ほど開催させていただいています。その中で現状を踏まえて、どのように活性化していくかということを検討しております。

委員の御指摘のような様々な課題が見えてきておりますので、そのような課題について、具体的な協力体制、大学との関係性、地元の中で専攻科をどのように評価していただくかといった様々な観点で、検討をお願いしておりまして、順調に協議が進めば、3月ぐらいの教育委員会で、御報告させていただければと考えております。

<小 関 委 員>

高校卒業後に、もう1回学び直ししたいという人たちにアピールすることも効果的かもしれないので、必ずしも高校卒業後すぐというわけでなくても、新型コロナウイルス感染拡大の影響で若い方の中でも失職してしまった人がいるので、逆にそのような方たちに学びの場として提供することも良いのかもしれません。

<菅間教育長>

他にございますか。

<武 田 委 員>

2名というのは、このコースの中で、偏りはあるのでしょうか。工業 高校の生産情報なので、システム構築できるような人材ということなの ですよね。

<高校教育課長>

2名は情報技術コースでございます。

専攻科は、高校で学び、より専門的に学ぶことを目指すという位置づけでございます。

<武 田 委 員>

製造業に就職することを予定しているということですね。

<高校教育課長> そうです。実際の就職先の傾向からしますと、情報デザイン系に進む 生徒が多くおります。

<武 田 委 員>

就職先を見ると、メコムさんのようなシステム会社に就職する方がお られると見ておりました。

私どものような企業でさえ、デジタル系人材の採用を本気で考えなけ ればいけない時代になっており、どこに採用をかけたら良いだろうなと 考えたときに、サービス業でも対象になるのかどうか分かりにくいとこ ろがあるのかなと思います。

就職については広くものづくり系だけではなく、汎用性のある学びを 活かせるところや、ホームページを拝見した時に離職した方の学び直し も対象との記載がありましたので、そのようなところをもう少し発信さ れたらいかがかなと思いながら、拝見しておりました。

<高校教育課長>

今回ワーキンググループの中で、専攻科の卒業後に就職した企業の方 にアンケートを実施しました。このアンケート中で、経営者自体が高齢 になっていく中で、その後継者として、高校卒業後すぐにということだ けではなくて、学び直しの機会や専門性を深める機会の場にならないの だろうかという御意見をいただいたところでございましたので、今いた だいた御意見も含めて、参考にさせていただきます。

<菅間教育長>

他にございますか。なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菅間教育長>

議第1号「山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について」、 生涯教育・学習振興課長より説明願います。

< 生涯教育・学習振興課長 >

それでは、議第1号について御説明を申し上げます。

山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定につきましては、この 度、県議会12月定例会の議決を受けましたことから、地方自治法第244 条の2第3項の規定により、株式会社ヤマコーを指定管理者として指定 することをお諮りするものであります。

これからの主な日程でございますが、本委員会で御可決いただきまし た後、株式会社ヤマコーに指定管理者の指定について通知をし、その後、 担当者間で協定内容を協議し、12月頃に包括協定を締結し、令和4年 4月から指定管理業務を開始することとなります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<菅間教育長>

ただ今の説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長>

次に、議第2号「山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、スポーツ保健課長より説明願います。

<スポーツ保健課長>

議第2号「山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改 正する規則の制定について」、説明を申し上げます。

議2-3ページを御覧ください。この度、お諮りするのが、第1の「改正理由」にありますとおり、令和3年度で山形県立鶴岡南高等学校山添校が閉校することに伴い、第2の「改正内容」のとおり同校の体育施設を山形県立鶴岡南高等学校に移管することから、規則の一部である別表の開放高校名を「山形県立鶴岡南高等学校」に変更するものでございます。

議2-4ページの新旧対照表を御覧ください。開放高校は現行の 21 校のままとなります

次に、改正理由について、説明をさせていただきます。山形県立鶴岡南高等学校山添校は令和3年度で閉校する予定でありまして、現在、体育館とグラウンドを開放しており、令和3年度も五つのクラブが社会体育として、主に火曜日から金曜日の夜間に利用しております。

鶴岡南高校より令和4年度以降も地域住民に開放したい旨の申出がありまして、県としましても生涯スポーツ推進の観点から、令和4年4月1日以降も同施設を開放するために、規則の整備を図るものでございます。

また、本規則制定時は、別表の開放高校の順は建制順となっておりましたが、高校の統廃合によりまして、校名が変更になった際に順序にずれが生じておりました。今回の改正に併せまして、議2-4ページの別表のとおり、建制順に整理をさせていただきます。

今後の予定でございますが、本日、教育委員会へ議2-1ページのと おり規則の一部改正について付議させていただいたところであります が、今後は学事文書課を通して、山形県公報に登載され、令和4年4月 1日に施行されることになります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

<菅間教育長>

ただ今の説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅 間 教 育 長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅 間 教 育 長>

御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次の議第3号は人事に関する案件であるため、これより秘密会として いかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

≪ 議第3号は秘密会にて審議 ≫

<菅間教育長> これで、第1105回教育委員会を閉会いたします。